

2023年2月28日
三菱UFJ国際投信株式会社

議決権行使の方針見直し

弊社は、議決権行使が投資先企業との意思疎通における基礎を成しているとの認識の下、明確な議決権行使方針を有するとともに「目的を持った対話」を通じて、スチュワードシップ責任を果たします。

議決権行使の方針は、投資先企業の持続的な企業価値向上に資することを目的として「議決権行使ガイドライン」に定め、定期的に見直しを行います。

主な改定ポイントは、以下の通りです。

弊社親会社はじめとする利害関係人に対する議決権行使

従来は、利害関係人に対する議決権行使については、社外有識者をメンバーに含む議決権行使会議において弊社ガイドラインに基づき審議を実施し行使判断を行ってまいりましたが、利益相反管理上、より厳格な運営を行う事が重要と考え、外部の第三者のガイドラインに基づく行使判断の助言に従い行使を実施するスキームに変更します。

今後の検討項目

取締役会構成

現在はプライム市場上場企業について、当社の基準を満たす独立社外取締役を少なくとも1/3以上求めています。独立社外取締役の重要性を鑑み、市場区分に関わらず全ての上場企業に独立社外取締役が少なくとも1/3以上必要ではないかと考えています。

早ければ2023年10月1日以降の適用も視野に入れ、検討していく方針です。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

議決権行使の方針

(2023年4月1日より適用)

1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

弊社は、投資者(受益者)から委託された資金を運用し、投資者の利益向上を図るために、議決権を適切に行使します。

弊社では投資先企業である株式会社に対し、株主資本を効率的に活用し、また適時的確な情報開示や法令の遵守等、株主をはじめ社会・環境・顧客その他のステークホルダーに対する社会的責任を果たすことを議決権行使を通して求めていき、これが長期的にみて企業価値増大に寄与するものと考えております。

具体的には、企業価値の毀損につながるものではないか、あるいは、コーポレートガバナンス上問題があるものではないかなどの判断基準により行使判断を行うものとします。

2. 議決権行使に係る体制・プロセス

運用資産が保有する株式の議決権の当社としての判断基準は、運用部門担当役員を委員長とするスチュワードシップ委員会にて審議され、決定されます。その際には、構成員の過半を社外第三者とするスチュワードシップ諮問会議が検証を行います。

運用資産が保有する株式の議決権の行使については原則として、スチュワードシップ委員長の決裁をもって行います。なお、議決権行使の状況については、スチュワードシップ委員会に報告されます。

海外株式に係る議決権の行使にあたっては、投信法及び投資信託協会業務規程に従い、当該国の実情に応じてその指図を行っており、必要に応じ外部の議決権行使代行機関等を活用いたします。

3. 個別の議案に対する基本的な考え方

国内株式においては、全会社の株主総会の全議案を精査の対象とし、以下の基準に従い行使することとします。

(1) 取締役会の構成

取締役会は経営執行を監督する機能を適切に果たすとともに、経営が直面する課題の解決にあたって、適切かつ迅速な経営判断が下せるメンバーから構成されるべきである。

- 特別取締役制度の導入に係る議案については、原則賛成する。
- 執行役員制度の導入に係る議案については、原則賛成する。
- 委員会等の制度の導入に係る議案については、原則賛成する。

(2) 取締役会の規模

取締役会の規模は経営執行を監督する機能を適切に果たすとともに、適切かつ迅速な経営判断を行ううえで、適正な人員であることが求められる。

(3) 取締役の選任

取締役は、経営執行を監督する機能を適切に果たし、業務執行に関する意思決定を行うとともに、業務全般の内部統制機能の確保に配慮できる人材であることが求められる。

1) 取締役の選任

取締役の選任に係る議案については、当該取締役が職務に適性を欠くと判断される場合は、原則として反対する。

- 個人的な資質等から、当該取締役の選任もしくは留任がふさわしくないと判断する場合は原則反対する。
- 反社会行為の発生により経営に重大な影響が出ていると判断する場合は、原則として代表取締役の取締役再任に反対する。また、取締役が当該行為に関与した、または責任があると判断する場合は、その再任に原則反対する。
- 反社会的行為があった場合において、その後の内部管理体制整備への取組みが

不十分であると判断される場合は、取締役の再任に原則反対する。

- 株主価値を毀損するような取締役会決議事項を決定した（反対である旨の表示をしていない場合を含む）取締役の再任に原則反対する。
- 業績不振または ROE（株主資本利益率）の著しい低迷が継続し、かつ今後改善が見込まれない場合において経営責任があると判断される場合は、取締役再任に原則反対する。
- 取締役会において独立性の観点から問題のない社外取締役（以下独立社外取締役）が複数不在の場合、原則として取締役選任議案に反対する。なお、東京証券取引所プライム市場上場会社については、独立社外取締役が 1/3 以上不在の場合は、原則として取締役選任議案に反対する。また、指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社においては、独立社外取締役が 1/3 以上不在の場合は、原則として取締役選任議案に反対する。
- 親会社等がある上場企業の実業取締役会において、独立社外取締役が過半数不在の場合は、原則として取締役選任議案に反対する。

2) 社外取締役の選任

社外取締役を選任する議案については、上記取締役の基準に加え、その制度趣旨を踏まえ、当該取締役が独立性等の観点から職務に適性を欠くと判断される場合は、原則として反対する。

- 社外取締役候補者が当該会社と利害関係があり、独立性の観点から問題があると判断する場合は、原則反対する。
- 当該会社または他の会社の社外役員等としての在任中に、不当な業務執行等に対して適切な事後対応を行っていない、取締役会への出席率が著しく低い等により、職務に適性を欠くと判断する場合は、原則反対する。
- 社外取締役の減員については、個別に検討の上判断する。

(4) 監査役会・監査等委員会・監査委員会の構成

監査役会・監査等委員会・監査委員会の構成員は、経営の意思決定や業務執行の監視あるいは監督機能を遂行できるメンバーから構成されるべきである。

(5) 監査役を選任

1) 監査役を選任

監査役を選任に係る議案については、当該監査役が第三者的立場から監視あるいは監督を行うことが難しい等、当該監査役が職務に適性を欠くと判断される場合には、原則として反対する。

- 個人的な資質等から当該監査役の選任もしくは留任がふさわしくないと判断する場合は原則反対する。

- 反社会行為の発生により経営に重大な影響が出ており、監査役に当該行為への責任があると判断する場合は、その監査役の再任に原則反対する。
- 監査役の減員については、その理由が明確かつ合理的でない限り原則反対する。

2) 社外監査役の選任

社外監査役の選任に係る議案については、その制度趣旨を踏まえ、当該監査役が独立性等の観点から職務に適性を欠くと判断される場合には、原則として反対する。

- 個人的な資質等から当該社外監査役の選任もしくは留任がふさわしくないと判断する場合は原則反対する。
- 社外監査役候補者が当該会社と利害関係があり、独立性の観点から問題があると判断する場合は、原則反対する。
- 当該会社または他の会社の社外役員等としての在任中に、不当な業務執行等に対して適切な事後対応を行っていない、取締役会・監査役会への出席率が著しく低い等により、職務に適性を欠くと判断する場合は、原則反対する。
- 社外監査役の減員についてはその理由が明確かつ合理的でない限り原則反対する。

(6) 会計監査人の選任

会計監査人の選任に係る議案については、当該会計監査人が独立性等の観点から適性を欠くと判断される場合には、原則として反対する。

- 会計監査人の変更が、正当な理由ではないと判断される場合には、原則反対する。

(7) 会計参与の選任

会計参与の選任に係る議案については、当該会計参与が独立性等の観点から適性を欠くと判断される場合には、原則として反対する。

(8) 役員等の責任の一部免除、責任限定契約

役員等の責任の一部免除、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）、会計参与、監査役又は会計監査人の責任限定契約については、原則として賛成する。

(9) 剰余金の処分

剰余金の処分にあたっては、株主利益を損なうものであってはならず、内部留保とのバランスを保ちつつ将来的な企業価値増大に寄与するものであることが重要である。

配当等については、当該企業の財務状況等を考慮し判断する。

- 剰余金の配当等の決定権限を取締役に授権する旨の定款の定めをなすには、取締役会が望ましく機能している場合には原則賛成する。また、現物配当については株主価値の観点から、個別に判断する。

- 配当等の決定権限を取締役に授権しており株主総会の議案として提案されない場合は、取締役選任議案において判断する。

(10) 役員報酬等、退職慰労金

1) 役員報酬等

役員報酬等については、業績とのバランス、インセンティブとしての効果等を勘案し判断する。また株主価値を毀損した企業に関しては、取締役への役員賞与の支給に原則として反対する。

- 反社会的行為の発生により経営に重大な影響が出ていると判断する場合は、賞与の支払いおよび役員報酬枠の引き上げに原則反対する。
- 業績不振または ROE（株主資本利益率）の著しい低迷が継続し、かつ経営責任があると判断する場合は、賞与の支払いおよび役員報酬枠の引き上げに原則反対する。
- 株主価値を毀損するような取締役会決議事項を決定した取締役への賞与の支払いを行う議案には原則反対する。
- 監査役への賞与の支払いを行う議案には原則反対する。

2) 退職慰労金

退職慰労金制度は在職期間で金額が決定されることが多く、株主価値との関連性が薄いことから役員報酬制度設計として望ましくないため、打ち切り支給の場合を除き原則反対する。

(11) 役職員に対する報酬制度に関する会社提案

ストックオプションや利益比例型の報酬制度の導入に係る議案については、当該制度が将来的な企業価値の増大に寄与すると判断される場合は賛成する。

- 株式価値が大幅に希薄化する場合には原則反対する。
- 市場価格を下回る行使価格の設定、または未行使分の行使価格を引き下げる場合は行使条件がインセンティブ効果を高める設計になっており、将来の企業価値向上に資するかどうかの観点から判断する。
- 監査役、社外者などに付与する場合は原則反対する。社外取締役への付与に関しては原則賛成するが、過度なリスクテイクを促すような設計となっていると判断される場合は、反対する。

(12) 企業の財務戦略および事業内容の変更に関する会社提案

企業は、適切な経営計画に基づき、かつ株主の利益を損なうことなく、資本の新規調達等や企業財務構造の変更や事業規模および内容の調整を行わなければならない。

1) 株式発行による調達

株式（優先株式を含む）の発行に関する議案（「認可資本の増加」、「授権資本の増加」、「新株発行」を含む。）については、適切な財務戦略に基づくものであれば賛成する。

2) 自社株取得

自社株取得に係る議案については、それが適切な財務戦略に基づくものであれば賛成する。

3) 合併等

合併、事業譲渡・譲受、定款変更などの事業内容の変更に関する特別決議に係る議案については、それが適切な経営戦略に基づくものであり、かつ株主の利益に資すると判断される場合は賛成する。

- 合併、事業譲渡・譲受、会社分割等の議案においては、合併比率、譲渡・譲受価格、分割による新株の割当比率等につき、第三者による算定根拠が示されていない場合は原則反対する。

4) その他の資本政策

その他の資本政策に係る議案については、それが適切な財務戦略に基づくものであれば賛成する。

(13) 買収防衛策

過剰な防衛策は、株主利益を毀損する可能性があるため、その導入が中長期的な株主利益の向上に資するものであるかどうか個別に検討の上判断する。

1) 黄金株、複数議決権株等の発行

黄金株、複数議決権株、その他株主利益が毀損される可能性のある種類株式については、原則反対する。

2) 敵対的買収防衛策

一定以上の株式取得を狙う買収者に対して情報提供を求め、買収者が買付を強行した場合に新株予約権の発行などの対抗措置で阻止する事前警告型買収防衛策（ライツプラン）について、経営陣・取締役会の保身に利用されるものであってはならない。

経営陣はまずは、資本効率向上やガバナンス体制の確立等を通じて企業価値を高めることに注力すべきである。

こうした観点から、買収防衛策の必要性が認められかつ中長期的な株主利益の向上に資するものである、と判断できないものは原則反対する。

買収防衛策が株主総会の議案として提案されない場合は、取締役選任議案を通じて当該買収防衛策への意思表示を行う。

また、信託型ライツプランについても、上記判断基準に準じて個別に検討の上判断する。

3) 定款変更等

- 買収防衛目的のもの、また特段の理由のない過大な授権株式数の拡大に原則反対する。
- 取締役解任、合併・買収等の決議要件について、会社法で定められた以上に加重する場合は、原則反対する。
- その他、過剰な買収防衛策となる可能性のある定款変更議案等については原則反対する。

(14) 投資証券

投資主議決権行使については、投資法人および投資法人から資産運用を委託される資産運用会社が投資主の利益を尊重し、その向上を目指している限りは投資法人等の判断を尊重する。ただし、投資主の利益を毀損していると判断される場合はこの限りではない。

(15) その他

1) その他の議案については、企業価値増大やコーポレートガバナンスに寄与するか否かを基準に判断する。

- 株主総会で諮られる会社提案議案について、情報開示が不十分であると認められた場合には、会社側に当該情報の開示を求め、開示が得られない場合には会社提案議案に原則反対する。

2) 株主提案議案については、株主の利益と持続的な企業価値向上に資するものは原則賛成する。

3) 企業の課題と考えられる事項について対話等で継続して改善を促したにも関わらず、特段の理由もなく改善の動きが見られない場合、取締役選任議案に反対する事を検討する。

(16) 本ガイドライン適用の例外

利害関係人等株式については、利益相反を防ぐため、本ガイドラインは適用せず、適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社の議決権行使基準および助言（推奨）に従って、当該助言（推奨）通りに議決権を行使する。

以上